

2021年度 税制改正大綱の概要

21-001号
通巻:0216

2021年度税制改正大綱が、2020年12月10日に、自由民主党・公明党両党より公表されましたので、いくつかご紹介いたします。今後、大綱に基づいた改正法案が国会に提出され、2021年度税制改正の内容が確定することになります。今後の審議等の状況によっては、内容に変更がある可能性がありますのでご注意ください。

個人所得税**減** 住宅ローン控除の特例の延長等

- ・控除期間13年の特例の適用期限を延長
- ・2022年末までの入居者を対象とするとともに、この延長した部分に限り、合計所得1,000万円以下の者について面積要件を緩和する(50㎡以上→40㎡以上)。
- ・適用時期: 2021年1月1日～2022年12月31日までの間に居住の用に供した場合

減 国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

- ・国や自治体からの子育てに係る助成(ベビーシッター・許可外保育施設の利用料等)について、子育て支援の観点から、非課税とする。

増 退職所得課税の適正化

- ・勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金について、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について2分の1課税を適用しない。
- ・改正理由: 短期間勤務予定の従業員へ意図的に月額給与を下げ、高額な退職金を支払い税負担を軽減するといった手法を是正するため
- ・適用時期: 2022年分以後の所得税について適用。 ※個人住民税も同様

**資産課税****拡** 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充

- ・非課税枠(1,500万円/2021年4月以降縮小)を2021年末まで据え置く(面積要件について、住宅ローン控除と同様の措置)
- ・適用時期: 2021年1月1日以降の贈与に適用

増 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

- ・節税的な利用を防止する観点から、受贈者が贈与者の孫等である場合の贈与者死亡時の残高に係る相続税額への2割加算の適用等、所用の見直しを行った上、適用期限を2年延長する。
- ・適用時期: 2021年4月1日以後の贈与等に適用

減 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

- ・固定資産税等の負担が急激に増えないよう段階的に引き上げる負担調整措置について、2021年度から2023年度までの間、現行の仕組みを継続する。
- ・その上で、負担調整措置により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く。
- ・適用時期: 2021年度に限る

法人課税

⑨ 所得拡大促進税制の見直し及び延長

・給与等の支給額の増加割合の判定が簡素化され、その増加額の15%を税額控除(2.5%以上増加で、さらに10%上乘せ)とした上で、2年間延長する。

- 改正前 ①雇用者給与等支給額が、適用年度 > 前期
②継続雇用者支給額が、前期の継続雇用者支給額より1.5%以上増加したか

↓

改正後 ①雇用者給与等支給額が、前期の雇用者給与等支給額より1.5%以上増加したか
・適用時期: 2021年4月1日から2023年3月31日までの間に開始する事業年度について適用

⑩ コロナ禍を踏まえた賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

・国内の新規雇用者に対する給与等の増加割合が2%以上であるときは、新規雇用者給与等支給額(雇用者への給与等支給増加額を上限)の15%を税額控除できる。

- 要件)改正前 ①雇用者給与支給額が、適用年度 > 前期
②継続雇用者給与等支給額が、適用年度 \geq 前期 \times 103%
③適用年度の国内設備投資額 \geq 適用年度の減価償却費総額 \times 95%

↓

- 改正後 ①雇用者給与等支給額が、適用年度 > 前期
②新規雇用者給与等支給額が、適用年度 \geq 前期 \times 102%

・適用時期: 2021年4月1日から2023年3月31日までの間に開始する事業年度について適用

⑪ 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設(M&Aの推進)

・経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づくM&Aを実施した場合に、①設備投資減税 ②雇用確保を促す税制 ③準備金の積立を認める。

- ①設備投資減税: 投資額の10%を税額控除又は全額即時償却
②雇用確保税制: 給与等支給総額を対前年比で2.5%以上増で、増加額の25%を税額控除
③準備金の積立: 投資のリスクに備える準備金制度(株式取得価格の上限70%の損金算入)を創設し、据置期間5年間経過後に原則5年均等で益金算入する措置とする。

・適用時期: 改正中小企業等経営強化法の施行日から2024年3月31日までに経営力向上計画の認定を受けた株式等の取得に対して適用

⑫ 中小企業向け投資促進税制の延長

- ・中小企業投資促進税制 対象業種に、不動産業・物品賃貸業等を追加して2年間延長
・中小企業経営強化税制 M&Aの推進に伴う経営資源集約化設備を追加して2年間延長
・適用時期: 2023年3月31日までの間に事業のように供した資産に適用

参照: 財務省「税制改正の大綱」、「税制改正の大綱の概要」
経済産業省「経済産業関係 税制改正について」

～コメント～

コロナ感染拡大の影響により、税制の悪用を是正する改正以外は、減税や延長が多い内容となっております。今回の内容は、制度の概要を列挙したものであり、細かい要件や必要な手続き等は、割愛させていただいておりますので、制度ご利用の際はご注意ください。 クラージュ総合会計事務所 水川 亮